

し。進退成立候者、相應に馬をも可持心得あるべき事。
一、第六

組中勝手行詰候者言上之事、必しも勝手不成ものを人々言上すべきにはあらず候。随分頭々相談を以、取續候様令介抱、其上無是非時は可及言上事。

一、末三ヶ條、異なる仰茂無之候。

一、頭たるものは、相司之和する所專要之儀に候。聊我意を立る所有ては難和事候。此御再尺數篇番頭中の茂念頭に爲申聞、和たる上に茂尙更可相愼もの御意に候。

四 兩組頭に重而被仰渡之覺書

同廿六日之夜於御次、右組頭中迄先達而被仰出候御條目之趣、横山志摩を以御尋等有之。其以後右頭中重而御前に被召出、御直に被仰渡候覺書左之通。

一、初ヶ條之趣御讀被遊此段は御紙面之通、別に可相心得品無之被思召由之事。

一、第二ヶ條組中心得作法以下具に可存儀。此内惡敷心得候へ者思召に違候。大概は組中之作法、組頭可存儀專要に

候得共、具に可存と心懸、或者自分に家來抔横目に付置、組中之儀むざと惡敷儀承出申を頭之心懸と存候は、却而心底ひづみ惡敷可罷成候。其上自分之家來横目に致し置候と存、其者の何ぞつくろひを致し候へ者、結句善惡にまどひ可申儀に候へば、無詮事に候條、具にと申所に心を付不申、大概組中平生之心得迄可存儀、尤被思召候由之事。

一、第三ヶ條、常々組之面々近付、作法躰見届可置事。面々近付之儀者、或は用事抔罷越候節、或久々對面不仕面々などをば、五三人充も呼寄、諸事致和談、其人々の幾度茂心得之趣爲申聞、入魂に可仕儀に被思召候。

附り、組之輩に内外異見之品、其心得肝要之事。内外異見と被思召候は、惣而當御家中作法、江戸表風俗と違惡敷被思召候は、第一外をかざり申所惡敷儀に候。或者外躰者實めいに見え、作法躰ひたちも入不申様に見せ、退いて人々脇に而は、或は若輩成儀共、或は不作法不行儀等仕所有之候。馬廻之内より小將えり出し申儀も、使者等に遣申者書出申にも、何茂見なりの宜者をのみえり出候。折々御番所に而御覽被遊候而茂、見なりの能ものを

ば定て小將に可書出と被思召候處、必其面々何茂心付之

躰に候。尤小將など、或使等に遣候もの儀、いかにも

心底宜候而も、又外邊之不調法成ものは不成儀に候へ共、

大形外へんをのみと存候得ば、心底直りがたく候。左様

之所心付べきため、内外異見之品と御書被遊候。惣じて

かざりの儀は、不依何不可然儀に被思召候。此品之儀は

多事被思召候。せがれの時分より被召仕、心底宜躰之者

などの内に茂、次第に外へん計を調、内に而は不作法之

者共有之様に被思召候條、左様の所心得肝要に被思召

候。惣而異見之品其心得可有之様被思召候。或老若に寄

其異見之品替可申儀に被思召候。若き者其外をば實めい

に作り候而茂、心底と違申事に候へ者無詮事、却而心得

惡敷可罷成候。惣別異見之儀は、一類中とても、輕少之

事にも何廉度々異見仕候得者、後には年寄或異見仕もの

をうとみ、出合不申様に成候得ば、かんじんの異見之刻

不改儀可有之に付、異見之品其心得可爲肝要と御書被遊

候。

一、第四ヶ條、組中に對し聊無禮之仕形有之間敷候。此段

は紙面之通被思召候。

附り、萬事侍の筋目を不失、嚴重に可致支配事。侍之筋

目と申儀は、各心得之前に被思召候。組中此方に不筋目

成儀を疑候得ば、必惡敷風俗に可成事に候條、其段も嚴

重に可致支配儀被思召候。其品々仰ほどかれがたき所に

被思召候。縦ば近年病氣に而、或湯治或上京仕もの共、

組頭方より添書に、醫者指圖之書付を添差上候儀抔、か

様之所侍之筋目に不被思召候。其病躰組頭見届承届、或

上京・湯治之儀可然と致了簡候は、醫者添書に及間敷

處、其者之病氣躰醫者差圖にあふせ、組頭不念なき所之

爲に仕處、筋目たがひ候儀に候。醫者之書付は證據と存

所如何敷候。其上病氣は、知音之醫者願之指圖頼候は、

いかでか書付出間敷候哉。左候得ば、不届者に而茂吟味

不立處に被思召候。此段はたとへに被仰聞候。明日より

醫者之添書無用に仕候へとの儀に而は無之被思召候。先

其段は前々えごとくに致し置可申候。いか様此段は追而

可被仰渡事。

一、第五ヶ條、組之輩連々勝手不如意、此内無用之器物好